

太宰府市

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

令和6年度に実施した定額減税補足給付（当初調整給付）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

給付金を受給するためには、**申請等の手続きが必要な場合と不要な場合があります**。

■ 支給の対象となる方

◆**不足額給付Ⅰ（令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方）**

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

◆**不足額給付Ⅱ（専従者・合計所得48万円超で所要件に該当する方）**

例

以下のすべての要件を満たす方

- ① 令和6年分所得税額と令和6年度住民税所得割額がどちらも定額減税前の税額が0円（本人として定額減税対象外）
- ② 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（青色事業専従者・事業専従者（白色）や合計所得48万円超の方）
- ③ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

※令和5年度、令和6年度に実施した非課税世帯への給付または均等割りのみ課税世帯への給付等

■ 支給額

◆**不足額給付Ⅰ**

令和7年に定額減税しきれなかった額から調整給付額を差し引いた額(下図のとおり)

※令和7年に定額減税しきれなかった額とは、令和6年度住民税所得割分の控除不足額と令和6年所得税分の控除不足額を合算し1万円単位に切り上げた額を指します。

令和7年に計算した定額減税
できなかった額

—

調整給付金
支給額(※1)

=

不足額給付
支給額
(※2)

- ※1 令和6年度に実施した調整給付金の対象となっていない方は、この額が0円となります。
また、調整給付金の対象となった方で辞退や未申請で受給されてない場合は、算定した支給額が入ります。
- ※2 計算により「支給額」が0円以下になる方は給付金の対象となりません。

◆**不足額給付Ⅱ**

原則として**4万円**

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

※住民税所得割分又は所得税分のいずれかのみ対象となる場合は3万円以内の個別の給付額

■ 支給時期

令和7年9月から順次支給

（申請が必要な方は、審査があるため、市が受理してから1～2か月後が目安です）

■支給手続き

◆「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」が届いた方

「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」に記載の振込先に支給します。
※定額減税補足給付金（調整給付）で登録された口座に振り込みます。口座の変更などを希望する場合はコールセンターにご連絡ください。変更がない場合は手続き不要です。

変更等の提出期限：令和7年8月22日（金）まで

◆「定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書」が届いた方

「定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書」の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に同封の返信用封筒にて返送ください。

支給決定後に指定口座へ振り込みます。

確認書の提出期限：令和7年10月31日（金）まで

◆申請が必要な方（「支給のお知らせ」・「確認書」が届かなかったが給付要件を満たす方）

令和6年1月2日以降に太宰府市へ転入された方等、個人の状況によっては不足額給付の対象判定ができないため、「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」、「定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書」が送付されない場合があります。その場合は、**ご自身での申請が必要となります**。申請書については、太宰府市定額減税補足給付金（不足額給付）窓口（太宰府市役所4階）で受け取りいただくか、ホームページからダウンロードください。

申請書の提出期限：令和7年10月31日（金）まで

■よくあるご質問

Q. 令和7年1月2日以降に太宰府市へ転入しました。不足額給付はどこから支給されますか。

A. 原則令和7年1月1日時点で住民登録のある市区町村から支給されます。そのため、令和7年1月1日時点で転入前の市区町村に住民登録がある場合は、そちらから支給されます。

Q. 源泉徴収票に記載されている「控除外額」が支給金額ですか。

A. 源泉徴収票の「控除外額」は、不足額給付の額を算出する際に用います。ただし、「控除外額」に記載された金額と不足額給付額の額は必ずしも一致するものではありません。

＜控除外額＝不足額給付とならない例＞

- ・令和6年に実施した「定額減税補足給付金（調整給付）」の対象となっていた場合
- ・源泉徴収票の記載以外にも収入がある場合 等

Q. 令和6年中に子どもが生まれた場合は、対象になりますか。

A. 所得税分については対象となりますが、個人住民税分については対象となりません。

（所得税分は、令和6年12月31日時点の状況で判断となりますが、個人住民税分は、令和5年12月31日時点の状況で判断するため）



定額減税補足給付金（不足額給付）の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

市・県や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

■お問い合わせ

太宰府市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

☎0570-550-255 受付時間：8時30分～17時（土日祝日を除く）

